

水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約仕様書

水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 目的

水道管路緊急工事等の工事後の路面等を早期に復旧し、通行者の利便・安全を確保する。

2 履行期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 施行場所

横須賀市内一円及び市外の本市管轄内水道管路の工事影響箇所

4 監督員

発注者は、工事ごとに監督員を指定する。

5 現場代理人の補佐

請負者は、現場代理人は本契約に基づく複数の工事施行に対応するため、その職務の一部を補佐する現場責任者を工事ごとに配置することができる。この場合、現場代理人は、監督員に対して現場責任者の氏名をあらかじめ通知しなければならない。

6 施工体制台帳の提出

下請負者を使用する場合は、施工体制台帳を提出しなければならない。

7 対象工事

本契約は、1工事の工事請負金額が500万円未満（税込）の緊急工事を対象とするもので、以下の（1）から（3）に掲げるとおりとする。

- （1）路面復旧工事
- （2）試掘工事
- （3）前記に附帯する工事又は作業

8 施行基準及び内容

工事は、契約書、本仕様書及び横須賀市上下水道局水道工事共通仕様書に基づいて施行すること。

また、緊急を要する場合は、監督員の指示に従い施行すること。

9 工事請負金額算定方法

- （1）作業項目等は水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約単価表（以下「単価表」という。）のとおりとする。

- (2) 単価表により算出した直接工事費に諸経費を加え、請負比率を乗じた金額を工事価格とする。ただし、1,000円未満は切り捨てとする。
- (3) 前号により算出した金額に、消費税等相当額を加えたものを請負工事費とする。
- (4) 工事価格の算出に当たり、単価表に適合するものがない場合は、発注者と請負者が協議のうえ金額を決定する。

10 工事期間

監督員から特別な指示がない場合、工期は指示書の受領日から60日間とする。

11 しゅん工検査

しゅん工検査は工事主管課が行い、上下水道局請負工事等成績評定要綱による成績評定は行なわない。

12 支払方法

発注者は、しゅん工検査に合格した工事について、請負工事費を月ごとに取りまとめ、請負者の請求により支払う。

13 契約の解除及び翌年度契約の制限

- (1) 工事請負契約約款に定めるもののほか、発注者の工事依頼を請負者が3回続けて断った場合、発注者は本契約を解除する。ただし、災害等のやむを得ない事情による場合を除く。
- (2) 令和8年1月31日の時点で、発注者の工事依頼件数に対して工事受注件数の割合が7割に満たない者、又は前号により令和7年度における契約を解除された者は、令和8年度における当該契約の参加資格を失う。
- (3) 令和8年1月31日の時点で、発注者の工事依頼件数に対して工事受注件数の割合が7割に満たない者、又は第1号により令和7年度における契約を解除された者は、令和8年度における当該契約を締結できない。

14 工事依頼の停止

請負者が契約期間中に横須賀市指名停止等措置規則により指名停止となった場合、発注者は指名停止期間中の工事依頼を停止する。

15 個人情報の保護

請負者は、工事請負契約約款に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関する特記事項を遵守しなければならない。

16 環境への配慮

発注者は、独自の環境マネジメントシステム（Y E S）により、事務事業の環境負荷低減に努めているため、請負者においてもできる限り環境に配慮して施行すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。